

（要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部改正）

第二十二條 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改正後		改正前	
	別表第一 患者の区分	別表第一 患者の区分	別表第一 患者の区分	別表第一 患者の区分	別表第一 患者の区分
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四	次に掲げる患者	次に掲げる患者	次に掲げる患者	次に掲げる患者	次に掲げる患者
	三 次に掲げる患者 イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者 ロ 短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者	次に掲げる療養 一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの(1)から(4)までの注14又はロの(1)及び(2)の注11に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。） イ〜チ (略) 二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注14又はロの(1)及び(2)の注11に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。） イ〜リ (略) 三 (略)	次に掲げる療養 一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表の3のイの(1)から(4)までの注11又はロの(1)及び(2)の注8に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。） イ〜チ (略) 二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注11又はロの(1)及び(2)の注8に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。） イ〜リ (略) 三 (略)	次に掲げる患者 三 次に掲げる患者 イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者 ロ 短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者	次に掲げる患者 三 次に掲げる患者 イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者 ロ 短期入所療養介護（介護老人保健施設の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床（以下「療養室等」という。）において行われるものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）を受けている患者

<p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者</p> <p>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>五 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護医療院に入所している患者</p> <p>ロ 介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>
<p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注9に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イホ （略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注9に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）</p> <p>イチ （略）</p>	<p>一 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注11に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イシ （略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注11に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）</p> <p>イト （略）</p>

<p>イ 介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。）に入院している患者</p> <p>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>	<p>五 次に掲げる患者</p> <p>イ 介護医療院に入所している患者</p> <p>ロ 介護医療院において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</p>
<p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イホ （略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）</p> <p>イチ （略）</p>	<p>一 次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注9に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イシ （略）</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注9に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）</p> <p>イト （略）</p>

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二

診療報酬の算定方法 に掲げる療養	算定方法
一 次に掲げる点数 が算定されるべき 療養 イ・ロ (略)	介護医療院入所者については、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限り、算定できる。

備考

- 一・二 (略)
- 三 削除

四〇十六 (略)

十七 この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表の1の注11に規定するターミナルケア加算及び同表の8のイに規定するターミナルケア加算をいう。

十八 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の2の注10に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の1の注10に規定する特別管理加算

(略)	(略)
(略)	(略)

別表第二

診療報酬の算定方法 に掲げる療養	算定方法
一 次に掲げる点数 が算定されるべき 療養 イ・ロ (略)	介護医療院入所者については、栄養マネジメント加算を算定した場合には、算定できない。

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「栄養マネジメント加算」とは、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のヌに掲げる栄養マネジメント加算をいう。

四〇十六 (略)

十七 この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表の1の注11に規定するターミナルケア加算及び同表の8のヌに規定するターミナルケア加算をいう。

十八 この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の2の注10に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の1の注10に規定する特別管理加算

及び同表の 8 のワに規定する特別管理加算をいう。

十九(二十六) (略)

二十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 9 の二の(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のハの(12)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 7 の二の(5)に掲げる特定診療費をいう。

二十八 この表において「特別診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 9 のホの(12)に掲げる特別診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 4 のタに掲げる特別診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 7 のホの(10)に掲げる特別診療費をいう。

二十九 (略)

及び同表の 8 のリに規定する特別管理加算をいう。

十九(二十六) (略)

二十七 この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 9 の二の(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 3 のハの(14)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 7 の二の(5)に掲げる特定診療費をいう。

二十八 この表において「特別診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 9 のホの(12)に掲げる特別診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の 4 のソに掲げる特別診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の 7 のホの(10)に掲げる特別診療費をいう。

二十九 (略)